

河内川ダム建設の無駄と無謀 その⑬

無用のダム、その責任を逃れられない福井県 3

（小浜市） 松本 浩

無用ダム建設の福井県と国の最大の責任は、ダムサイトの岩盤が断層破碎帯であると知りながら工事を強行したことにある。

8期32年にわたって無投票が続いていた上中町長選挙が、平成14年1月27日には久々の選挙戦となった。

立候補したのは、無所属現職（2期）の霜中衛氏（大鳥羽地区）と無所属新人の松岡喜一氏（河内地区）の2名であったが、霜中氏が投票率92.48%の激戦を制した。

○ 霜中 衛(67) 3,147票

松岡喜一(57) 2,673票

（当日有権者数6,366人 投票者数5,887人 有効5,820票 無効67票）

しかし、その5ヶ月後の6月21日、福井県警は霜中町長夫妻を公職選挙法違反（事前運動と買収）容疑で逮捕、即日身柄を福井地検に送った。

県警は霜中町長逮捕に先立って、後援会幹部らを次々と逮捕しており心理的にぎりぎりど追い詰められていた霜中町長は、その日、敦賀署の留置場から辞表を提出した。

当時の新聞報道（「福井」）によると、「商品券は町内5地区の後援会役員ら約30人に配られた、一人に3万円分。各家を回ったのは後援会幹部らとみられている」、また、前年「9月6日には後援会立て直しへ、三方町の旅館で会合が開かれ、飲食の接待があったと漏らす関係者もいる」とされた。

現時点で、福井県警が霜中町長を逮捕した平成14年前後の河内川ダム関係の開示文書を読み直してみると、河内川ダム建設を巡って福井県が無理な方針を上中町に押し付けており、霜中町長がこれに激しく抵抗していた形跡が認められる。

（1）霜中町長の抵抗によって、提出が一年

延期になったと見られる「上中町水道事業（第3期）拡張事業変更認可申請書」が、津田雅司新町長によって平成15年3月5日に栗田幸雄知事あて提出されているが、下記のとおり矛盾だらけの代物である。

《変更する事項》

- ・取水地点の変更（既認可の井ノ口第3水源を野木第1水源に変更する ※注1）
- ・給水人口の増加（計画給水人口9,540人を300人増の9,010人とする ※注2）
- ・給水量の増加（970 m³/日増加し、計画一日最大給水量は5,800 m³とする）

《変更の理由》

・「現在、上中町では天増川水源及び井ノ口第1、井ノ口第2水源より取水している。しかし、井ノ口第1、2水源は現在、取水能力を最大限利用しており、既存の水源では今後の給水量の伸びに対処できない状態である。したがって、新たに水源（河内川ダム及び野木第1水源）を設け、将来において安定給水を図ることを目的とする」

※注1 井ノ口第3水源 780 m³/日として霜中町長より「申請」されて、平成6年3月31日に栗田幸雄知事が認可した。「申請」された「井ノ口第3水源」の取水場所、揚水試験、水質検査、取水施設の工事計画等すべてが不明（不記載）、実体の分からない水源で、しかも、取水計画において井ノ口第3水源から取水を開始する年度とされた平成8年度はおろか、それ以降も一切取水されない「幻の水源」であった。これが新町長による野木第1水源への今回変更申請となった。

※注2 給水人口の増加 平成6年3月31日認可の事業変更においては、計画給水人口は

「9,540 人から 8,710 人へ 830 人を減少する」として認可されているのに、本件平成 15 年 3 月 28 日認可の計画給水人口は「9,540 人を 300 人増加し 9,010 人とする」という奇妙なもので、計数上合わない。

津田新町長は、申請書添付の「上中町水道事業の条例の改正(案)」において、「第 2 条第 4 項中『9,540 人を 9,010 人』に改める」としている。しかし、これでは「300 人増加」ではなくて「430 人減少」となってしまうので、津田新町長は下記の「詫び状」を霜中町長に代わって栗田知事に提出している。

「改正前の計画給水人口(8,710 人)が、今回の変更認可申請書の既認可数値(9,540 人)と異なる理由は、第 2 期拡張事業第 1 次変更の時に条例を改正するべきところ、それを行わなかった事によるものです。今後はこのような事がないように注意しますので宜しくお願い致します」

霜中町長は、「第 2 期拡張事業第 1 次変更申請」において、「上中町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(案)第 2 条第 4 項中『9,540 人』を『8,710 人』に改める。この条例(案)は 6 月定例議会に提出することを確約致します。平成 6 年 3 月 29 日 上中町長霜中衛(公印)」との「確約書」を栗田知事(厚生労働大臣委任による水道事業許認可権限者)に提出しておきながら、霜中町長はこの条例改正(案)を町議会に提出しなかったのである。

まことに異例な出来事と言わねばならない。

もともと、「将来(平成 27 年度)計画給水人口を 9,540 人から 8,710 人に 830 人減らす事業計画」において、「既存の水源では給水量の伸びに対処できないので新たに水源を求め最新資料に基づき認可申請を行う」として、実体のない水源(井ノ口第 3 水源)の設置認可を申請するというのは理屈が通らず、支離滅裂と言ってよい。

ここで「既存の水源」とは河内川ダムを指し、「給水量の伸び」とは使用済み核燃料の中間貯蔵施設誘致の小浜市田鳥地区への給水を指すが、この時点、つまり平成 6 年 3 月の時点ですでに、「新水源」に霜中町長の同意が得られなかったので、やむなく福井県は架

空の「井ノ口第 3 水源」をでっち上げて、自ら「申請」「認可」したのである。

本件上中町水道事業変更で実体があったのは、上中町水道施設第 1 号配水池に隣接して設置する「第 4 号配水池」の容量を「500 m³ から 2,000 m³」に変更して、田鳥地区への送水に備える工事ただ一件であり、それが本件変更申請の眼目であった。

しかも、「第 4 号配水池 2,000 m³」の設置費用(調査、設計、施工等)のすべてを国庫補助事業(50%)である田鳥漁港漁業集落環境整備事業費(16 億円)から小浜市が支出負担するという違法なもので、霜中町長には同意しかねる事業内容であった。

(2) 霜中町長逮捕の前年、平成 13 年の 9 月 4 日～同年 9 月 14 日に上中町水道事業変更のための新水源、即ち野木第 1 水源の揚水試験が行われた(本通信前号)が、実はその発注者は水道事業者の霜中町長ではなかったし、受注業者名も不明である。

前記「幻の井ノ口第 3 水源」に代わる野木第 1 水源による「上中町(第 3 期)拡張事業変更認可申請書」(平成 15 年 3 月 5 日申請)を審査した福井県は、審査結果を次のように厚生労働大臣に報告して同申請を認可した(同年 3 月 28 日)。

「平成 34 年度の上中町の計画給水人口は 9,010 人と予測され、1 日最大給水量は 5,800 m³ と計画されている。これに対して、平成 34 年度の河内川ダム水源における責任受水量 2,590 m³ に天増川水源と野木第 1 水源の安全揚水量を加えた総取水可能量は 8,720 m³ となり、**十分取水が可能である**」(以下、単位=m³/日)。すなわち、

河内川ダム 2,590 + 天増川 1,760 + 野木第 1 水源安全揚水量 = 8,720

野木第 1 水源安全揚水量 = 8,720 - (2,590 + 1,760) = 4,370

総取水可能量 8,720 - 河内川ダム 2,590 = 6,130

したがって、今回計画取水量 6,100 m³(計画給水量 5,800 m³)は、「河内川ダム用水 2,590 m³ がなくても十分に確保することが可能である」と報告されたのである。

「揚水試験結果」(前号参照)によると、野木第 1 水源の適正揚水量は 6,100 m³ であり、

計画取水量は 3,928 m³(上水道用水 2,200 m³+工業用水 1,728 m³)であるから、実質、上水道用水は「6,100 m³ - 1,728 m³= 4,372 m³」となり、野木第 1 水源の「安全揚水量 4,370 m³」と一致する。

もし、霜中町長が、河内川ダムが断層破砕帯に築造されようとしている危険な実態を福井県から知らされず、河内川ダム水源の安全・安定を疑わずに、これら一連の調査、申請の措置を福井県に強いられたとすれば、霜中町長が「河内川ダム用水があるのになぜ新水源が必要か」と疑問に思い、反発するのは至極当然のことであった。

(3) 32 年ぶりに実施された上中町長選挙以前、平成 11 年度と平成 12 年度に福井県が支出したダム建設の設計調査委託業務費のうち関西電力熊川発電所に係る「補償調査(発電所)」(4400 万円)には業務の実体がなくカラ工事であった。

この違法支出金 4400 万円は、選挙により霜中町長の排除を図った福井県が、対抗馬を擁立するための政治資金(裏金)として捻出した疑いがある。

毎年、国庫補助金交付申請書に添付される「河内川ダム建設工事年度別内訳及び実施内容」(以下「年度別実施内容」)について、福井県は平成元年～同 9 年度分及び平成 11 年度分は「保存年限到来により廃棄処分して不存在」として開示を拒否した。

しかし、河内川ダム建設事務所は毎年度の「年度別実施内容」を当該年度の 2 年後の 3 月に同所長名で「実績証明書」として共同事業者小浜市に渡しており、県が廃棄したとする文書が小浜市には「30 年保存文書」として保存されていた。小浜市が平成 31 年 4 月に開示した同文書による「補償調査(発電所)」は次のとおりである。

- ・平成 11 年度 補償調査一式 2200 万円(廃棄したとして県は文書を隠蔽)
- ・平成 12 年度 補償調査一式 2200 万円(補正で 0 と県は文書を捏造 ※注3)
- ・平成 13 年度 補償調査一式 2200 万円(町長選挙の敗北を受けて 0 に補正)

※注3 かつて、福井県が平成 20 年 11 月に(株)ニュージェックと業務委託契約した「熊

川発電所調査検討業務報告書」(1732 万円)の開示を請求したところ、福井県は「保存年限の到来により廃棄処分したので文書は存在しない」と回答した。その際の経過は本通信 222 号で詳述しているが、以下に一部を引用【】する。

【◆平成 28 年 11 月 29 日、「熊川発電所の補償についての調査は、平成 12 年度に既に実施済みの筈なのでお調べください。福井県が同年度に申請して国土交通省が認可した公文書に『補償調査 物件調査(発電所) 22,000 千円』があり、済んでいる筈ですよ」と注意を喚起した。…中略…

◆平成 29 年 1 月 19 日、…指摘しておいた件について次長が発言した。「松本さんが指摘された平成 12 年度の物件調査(発電所)一式 2200 万円ですが、この年の補助金交付変更申請でゼロに補正して、2200 万円はなくなっています。ですから、これは支出されていません。『測量および試験費』の 12 年度合計も 1 億 8600 万円が減額補正されて 1 億 6600 万円となっています」

次長が提示した平成 12 年度国土交通省への交付申請(変更)の添付文書は、確かにそのように(2000 万円)が減額されていた。

しかし、後日、上記「変更文書」は捏造されたものであることが分かった。

平成 13 年度「河内川ダム建設年度別内訳及び実施内容」の「測量及び試験費」の前年度(12 年度)実績を確かめると、変更された 1 億 6600 万円が 1 億 8800 万円に戻されていることが分かった・・・】

小浜市が保存していた平成 12 年度「年度別内訳及び実施内容」は、同年度の「補償調査(発電所)」の支出実績が 2200 万円であって、福井県が弁明した減額補正の事実はなく、2200 万円は実際に支出されたと報告している。

以上のことから、福井県は平成 11 年度、12 年度に「補償調査(発電所)」の名目で合計 4400 万円を違法に支出したことが明白となっている。

(4) 小浜市田鳥地区への使用済み核燃料の中間貯蔵施設の誘致運動を本格化させるために、国と福井県は河内川ダム用水に代わる代替用水を確保する必要に迫られた。

霜中町長逮捕の誘因となったと思われる「上中町上水道（第3期）拡張事業変更認可申請書」（平成15年3月5日に津田雅司町長

が申請）は、下記「水源別取水計画表」を提出して新水源（野木第1水源）の認可を求めている。

(2) 水源別取水計画

(単位：m³/日)

水源名	種別	既認可	今回計画	備考
天増川水源	表流水	1,760	1,760	
井ノ口第1水源	地下水	—	0	H24年度以降予備
井ノ口第2水源	地下水	—	0	H24年度以降予備
井ノ口第3水源	地下水	780	—	未施工
河内川ダム水源	表流水	2,590	2,590	
野木第1水源	地下水	—	1,750	
計		5,130	6,100	

この表は、「今回計画（平成34年度）の取水量 6,100 m³/日の実現のためには、既認可の 5,130 m³/日では給水量の伸びに対処できない」として作成されているが、霜中町長にはとても同意できなかったと思われる小賢しい幼稚な誤魔化しがある。

上記計画表では、「既認可」水源から井ノ口第1水源 940 m³/日と井ノ口第2水源 940 m³/日が故意に除去（—）されている。だが、この二つの水源は水道事業開始以来、上中町上水道の不可欠の水源として町民に飲料水を供給し続けてきた重要な水源であり、「既認可」水源から外すことなどは到底考えられないことであった。

もし、この二つの水源を事実即して計画表の「既認可」欄に正しく記入すると、

$$1,760 \text{ m}^3 + 940 \text{ m}^3 + 940 \text{ m}^3 + 780 \text{ m}^3 + 2,590 \text{ m}^3 = 7,010 \text{ m}^3$$

ということになり、「既認可」水源が将来取水計画の 6,100 m³/日を上回る。

福井県は、河内川ダムの 2,590 m³/日が見込めなくなったために野木第1水源をダム水源の代替水源に求めたのであるが、「既認可」水源から河内川ダム水源を除去すれば、今度は河内川ダム用水が当てにできない水源であることが分かってしまう。

そこで、福井県は河内川ダムの代わりに井ノ口第1水源、井ノ口第2水源を除去するというペテン師的手法で表面上、数字の辻褃を合わせたのである。

しかし、上記計画表は、既認可 5,130 m³から井ノ口第3水源 780 m³と河内川ダム水源 2,590 m³を除去しても、残る天増川水源 1,760 m³に野木第1水源の安全揚水量 4,372 m³を加えた 6,132 m³は、井ノ口第1水源 940 m³及び井ノ口第2水源 940 m³を予備水源に回しても計画水量 6,100 m³/日を満たすには十分と計算されている。

河内川ダムの岩盤は張り巡らされた断層破砕帯である。福井県は平成13年度以降、同ダムの目的から利水事業を放棄しておきながら、国に対しては多目的ダム建設と偽って多額の補助金（55%）を申請、交付を受けてきた。その額は平成14年度～30年度にかけての17年間だけでも111億9200万円に達する。

河内川ダム建設のためには邪魔物と見られた霜中町長は、福井県が仕掛けた町長選挙の「罠」に嵌められて排除されたのに相違ないと、筆者には思われる。

(次号に続く)

